

久留米市分別収集計画

(第11期計画)

令和7年9月

久留米市分別収集計画

目次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	1
6	容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器 包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務 省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	3
9	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	4
10	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	4
11	他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	5

久留米市分別収集計画

(第11期計画)

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要であり、市民・事業者・行政が一体となった取り組みを通じて、循環型社会の構築を目指し、ごみ減量・リサイクルの取り組みを更に推進する必要がある。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の中で大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の2R（リデュース、リユース）＋R（リサイクル）を推進することにより、温室効果ガスの削減や資源の有効活用、焼却処分量及び最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再利用してもなお発生する廃棄物は再資源化を基本とした循環型社会づくり
- ・市民、事業者、行政が一体となった取り組みによる資源の有効活用や環境負荷の軽減
- ・容器包装廃棄物の安全で適正な処理

3 計画期間

本市の分別収集計画の第11期計画期間は、令和8年4月を始期とする5か年間とし、令和10年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。なお、紙製容器包装については、雑誌類と混合収集で対応するものとし、対象に含める。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
容器包装廃棄物	14,585 t	14,228 t	13,879 t	13,539 t	13,207 t

6 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては市民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

また、地域住民によるごみ集積所の適正な維持・管理及び排出指導体制の確立等を図り、分別の徹底と排出源における減量を推進する。

事業名	事業内容
くるめエコ・パートナー事業	地球温暖化防止のため、マイバッグ、マイはしなどのエコ活動を実践していただく「くるめエコ・パートナー事業」を実施し、身近なところからの省エネルギー・省資源・ごみ減量の意識啓発を図る。
3R推進事業	市民・事業者の意識向上と啓発を図るため、動画やSNS、ごみ分別アプリの活用等広報の強化を行うとともに、地域・教育機関等を対象とした3R学習会や施設見学などを行う。
資源回収奨励制度	資源回収活動を実施する団体に対して、奨励金の交付や表彰を行うことにより資源物の回収を促進し、ごみ減量効果を維持・向上させるとともに、市民の資源回収活動に対する積極的な参加と協力の意識の高揚を図る。
古紙持込協力店事業	家庭や事業所から発生する古紙のリサイクルを促進するため、市内「古紙持込協力店」の10店舗を無料で古紙を受け入れる拠点として登録し、周知する。
有料指定袋制度	分別の徹底と負担の公平を求め、ごみの減量とリサイクルの推進を図るため、家庭系の有料指定袋制度を実施する。
廃棄物減量等推進員（分別推進員）制度	ごみの排出やごみ集積所の管理等に関する地域住民への周知・指導パトロールを実施する。
マイボトル推奨店登録事業	市内にある飲食店で、市民が持参したマイボトルに飲料を提供できる店舗を登録し利用することができるよう広報することで、市民のごみ減量に関する意識の啓発を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分						
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	カン類						
主として ガラス製の容器 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border: none;">┌</td> <td style="border: none;">無色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">├</td> <td style="border: none;">茶色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">└</td> <td style="border: none;">その他のガラス製容器</td> </tr> </table>	┌	無色のガラス製容器	├	茶色のガラス製容器	└	その他のガラス製容器	無色のビン 茶色のビン その他のビン
┌	無色のガラス製容器						
├	茶色のガラス製容器						
└	その他のガラス製容器						
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック						
主として段ボール製の容器	ダンボール						
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル						
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装						

※「その他の紙製容器包装」は、雑誌類と混合収集をする。

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：t／年）

	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
スチール製容器	88	78	68	59	49
アルミ製容器	248	238	229	220	210
無色のガラス製容器 （うち独自処理量）	513 (25)	497 (24)	480 (0)	463 (0)	446 (0)
茶色のガラス製容器 （うち独自処理量）	458 (26)	454 (26)	449 (0)	444 (0)	439 (0)
その他のガラス製容器 （うち独自処理量）	361 (12)	349 (12)	338 (0)	326 (0)	315 (0)
飲料用紙容器	36	36	36	36	36
段ボール	468	429	390	351	312
ペットボトル （うち独自処理量）	456 (0)	453 (0)	450 (0)	447 (0)	443 (0)
プラスチック製容器包装 （うち独自処理量）	759 (0)	785 (0)	809 (0)	831 (0)	852 (0)

9 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分		収集・運搬段階	選別・保管等 段階
金属	スチール製容器	カン類		市による定期収集	市
	アルミ製容器			集団回収	民間業者
ガラス	無色のガラス製容器	無色のビン	ビン類	市による定期収集	市
	茶色のガラス製容器	茶色のビン		集団回収	民間業者
	その他のガラス製容器	その他のビン			
紙類	飲料用紙容器	紙パック		市による定期収集	民間業者
				集団回収	
	段ボール	ダンボール		市による定期収集	民間業者
				集団回収	
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル		市による定期収集	市
				集団回収	民間業者
	プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装		市による定期収集	市
				市による拠点回収 (北野地域で白色トレイのみ)	

※「その他の紙製容器包装」については、雑誌類と混合収集で対応。

10 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車両	中間処理
スチール製容器	カン類	専用容器	バッカー(旧久留米・北野・城島・三瀬) 平ボディ(田主丸)	宮ノ陣クリーンセンター(選別・圧縮・保管) 耳納クリーンステーション(選別・圧縮・保管)
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	無色のビン	専用容器	ビン専用車両(旧久留米) バッカー(北野・城島・三瀬) 平ボディ(田主丸)	宮ノ陣クリーンセンター(選別・保管) 耳納クリーンステーション(選別・保管)
茶色のガラス製容器	茶色のビン			
その他のガラス製容器	その他のビン			

飲料用紙容器	紙パック	ひもでしぼる	平ボディ	民間業者（圧縮・保管）
段ボール	ダンボール			
ペットボトル	ペットボトル	専用容器	パッカー（旧久留米・北野・城島・三瀬） 平ボディ（田主丸）	宮ノ陣クリーンセンター（選別・圧縮・保管） 耳納クリーンステーション（選別・圧縮・保管）
プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	袋	パッカー（旧久留米・北野・城島・三瀬）	宮ノ陣クリーンセンター（選別・圧縮・保管）
		専用容器	平ボディ（田主丸）	耳納クリーンステーション（選別・圧縮・保管）

※田主丸地域については令和10年度より「うきは久留米環境施設組合」脱退に伴い、旧久留米地域に収集制度統一予定。詳細については協議中。

※「その他の紙製容器包装」については、雑誌類と混合収集で対応。

11 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- 本法に定められる分別基準に適合するためには、排出者による容器の洗浄及び分別の徹底が必要であることから、住民協力体制の確立を図るため廃棄物減量等推進員を中心に分別排出の徹底とごみ集積所の管理・清掃等自主管理を強化していく。
- 市民団体による集団回収の促進のため、奨励金の交付・優良団体の表彰等を引き続き実施していく。